

令和6年度第3回福岡市こども・子育て審議会

会 議 録

日時 令和7年2月7日（金） 10時00分

場所 TKP ガーデンシティ PREMIUM
天神スカイホール メインホール A

令和6年度 第3回福岡市こども・子育て審議会

〔令和7年2月7日（金）〕

開 会

開会

（事務局）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまより、令和6年度第3回福岡市こども・子育て審議会を開催させていただきます。

私は事務局を担当いたします、こども未来局こども政策部長でございます。よろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。

本日は、オンラインを併用しての会議となっております。恐れ入りますが、ご発言の際には、オンライン参加の委員の皆様にも伝わるよう、お名前をお願いいたします。

本審議会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要でございます。本日は委員31名のうち、25名にご出席をいただいておりますので、会議が成立しますことをご報告いたします。

また、福岡市情報公開条例に基づき、本日の会議は公開にて開催させていただきます。

なお、本日は、金山委員、山下委員がオンラインでのご参加、石松委員、奥村委員、古賀委員、中山委員、野坂委員、松本恭子委員が、ご欠席となっております。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきますので、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

会議次第、委員名簿、会場の座席図、議題に関連する資料として、資料1「第6次福岡市子ども総合計画（案）に対するパブリック・コメントの実施結果について」、資料2「第6次福岡市子ども総合計画（案）」、資料3「第6次福岡市子ども総合計画の策定について（答申）（案）」をお配りしております。また、ご参考に、「第5次福岡市子ども総合計画」の冊子をお手元にご用意しておりますので、必要に応じて、ご参照ください。資料は以上となりますが、皆様お揃いでしょうか。不足等がありましたら、事務局へお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは開会にあたりまして、こども未来局長よりご挨拶を申し上げます。

（事務局）

おはようございます。こども未来局長でございます。

本日は、とても寒い中、また、年度末近くの大変お忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日頃より子どもたちの健やかな成長のために、様々な分野でご尽力をいただいていること、誠に有難く感謝申し上げます。

本日、第6次子ども総合計画について、ご審議いただくわけでございますけれども、ちょうど1年前に諮問させていただいてから、総会では本日含めて4回、また、4つの専門員会でそれぞれ3回ずつ会議を開き、ご議論をいただいておりますこと、重ねて厚くお礼を申し上げます。本当にあ

りがとうございます。

本日は、計画案に対していただいたパブリック・コメントを踏まえた修正案をご審議いただきたいと考えております。いただいたご意見を受け止めながら、今後、子どもたちが夢を描けるまちをめざして、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き皆様方のお力添えをいただきますようお願い申し上げまして、私の挨拶と代えさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

議題

(事務局)

それでは、福岡市子ども・子育て審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、ここからの会議の進行は委員長をお願いいたします。

(委員長)

皆様おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。進行をさせていただきます。着座で失礼いたします。

第6次福岡市子ども総合計画につきましては、昨年2月に市から本審議会へ諮問された後、専門委員会で計11回に渡る審議を行いました。その後、8月の総会で素案を、11月の総会で原案を審議し、その結果を踏まえた計画案について、12月から1月にかけて、パブリック・コメントが実施されたところでございます。

本日は、パブリック・コメントの結果を踏まえ、事務局において再調整した計画案について、また、本審議会から市へ提出する答申案について、審議を行ってまいります。

限られた時間で多くの皆様にご発言いただきたいと思いますので、ご質問やご意見はできる限り簡潔にご発言をいただき、事務局からの説明についても、分かりやすく簡潔にお願いします。

それでは、パブリック・コメントの結果と計画案の修正内容について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

こども政策課長でございます。パブリック・コメントの結果と計画案の修正内容について、ご説明いたします。着座にて説明させていただきます。

お手元の資料1をお願いいたします。第6次福岡市子ども総合計画（案）に対するパブリック・コメントの実施結果でございます。

募集期間は、令和6年12月23日から令和7年1月19日までの約1か月で、記載のとおり、市役所や区役所などでの閲覧・配布、市のホームページへの掲載に加えまして、SNSや市政だより、市立の小中学校を通じた周知を行ったほか、昨年、ワークショップに参加していただいた子ども、若者、保護者へ、直接、ご案内を差し上げました。また、本審議会委員の皆様にも周知のお願いをさせていただきました。ご協力、誠にありがとうございました。

意見の提出状況でございますが、94人・団体から、151件のご意見をいただきました。第5次計

画を策定する際のパブリック・コメントでは、25 人・団体から、124 件のご意見をいただいておりますので、意見提出者数は前回の 4 倍近くに増えております。

また、意見をご提出いただく際に、回答者の年齢区分を任意でお答えいただくようにしてありましたところ、94 人・団体のうち、0 歳から 9 歳、または、10 歳から 19 歳と回答された方が、合わせて 35 名いらっしゃいました。今回のパブリック・コメントでは、子どもにも分かりやすいよう、「やさしい概要版」を作成し、併せて公表しておりましたので、そうした取組みが子ども・若者からの積極的な意見につながったものと考えております。

意見要旨及び意見への対応につきましては、2 枚目の別紙をご参照ください。1 ページの上段に「計画総論」へのご意見、1 ページの中ほどから 24 ページの上段にかけまして「計画各論」として各施策へのご意見、24 ページの中ほどから 27 ページにかけまして「その他」のご意見をまとめております。

全体的には計画案を評価するご意見も多くいただいております。

また、計画各論においては、施策の方向性というより、具体的取組みに関するご意見を多く頂戴しましたので、原案どおりとし、計画に沿って具体的取組みを進めていくことなど、それぞれのご意見に対する市の考え方を記載しております。

時間の関係もございますので、本日は原案を修正したご意見等につきまして、計画の修正案と併せて、ご説明いたします。

3 ページをお願いいたします。真ん中、11 番でございます。施策 1「子どもの権利の尊重と意見表明支援」の主な取組みの中に、子どもアドボカシーの推進の対象を、すべての子どもとすることを明示すべき、というご意見をいただきました。第 6 次計画においては、基本理念や基本的視点の中で、すべての子どもを権利の主体として認識し、その権利を保障することを掲げており、子どもアドボカシーについても、すべての子どもを対象に推進してまいりたいと考えております。

そこで、資料 2「第 6 次福岡市子ども総合計画（案）」の 38 ページをお願いいたします。赤字で記載のとおり、主な取組みの「②子どもアドボカシーの推進」の中に、すべての子どもを対象として、意見形成・意見表明を支援することを追記したいと考えております。

続きまして、資料 1 にお戻りいただき、4 ページをお願いいたします。中ほどから下、15 番と 16 番でございます。いずれも、施策 2「社会全体で子育てを応援する環境づくり」に対する内容で、15 番は、子どもが大声で思いきりボール遊びなどができる場所が限られていることから、行政から地域住民への理解を求めているというご意見、16 番は、子どもを邪魔者扱いするような社会の雰囲気などを踏まえ、市が旗を振って子育てを応援する社会の雰囲気をつくるよう求めるご意見でございます。

これらにつきましては、施策 2 の方向性の中に、多様な価値観や考え方を尊重した上で、社会全体で子ども・子育てを応援する気運の醸成に取り組むことを掲げておりますので、原案どおりとし、方向性に沿った取組みを着実に進めてまいりたいと考えておりますが、12 月に市議会へ計画原案をご報告した際にも、公園など子どもの遊び場については、広く市民の理解を求めるようご意見を頂戴しております。そこで、資料 2 の 46 ページをお願いいたします。

特に公園に関しましては、地域の身近な子どもの遊び場として、重要な空間でございますので、

施策2の成果指標として、「地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合」を追加したいと考えております。

また、同じページにございます、施策2の事業目標につきましても、一部修正したいと考えております。一番上、「結婚や妊娠、出産などのライフプランについて考える機会の提供回数」でございますが、11月に本審議会へ原案をご報告した際は、取組み内容を講座の実施回数とした上で、目標値を60回としておりましたが、前回の審議会において、対象とする取組みを広げ、目標値を増やすようご意見をいただいたことを踏まえ、記載の内容に修正し、目標値を80回としたいと考えております。

続きまして、資料1にお戻りいただき、8ページをお願いいたします。下段の40番から43番でございます。いずれも、子どもの予防接種に関するご意見で、おたふく風邪とインフルエンザの予防接種を公費助成の対象に追加してほしいというご意見でございます。

こちらに関しましては、右側の市の考え方に記載のとおり、福岡市では原則として、国においてワクチンの有効性や安全性、費用対効果などの観点から定期予防接種として定められたワクチンに対して、公費助成を行っておりますので、頂戴したご意見は今後の取組みの参考とさせていただきたいと考えております。

なお、原案は、市の予防接種に対する取組みの方向性が分かりづらくなっておりましたので、資料2の51ページをお願いいたします。施策3「妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり」の主な取組みの「④健康づくりと小児医療の推進」の中に、感染症の予防や拡大防止等のため、予防接種法に基づく定期予防接種を推進することを追記したいと考えております。

続きまして、資料1にお戻りいただき、22ページをお願いいたします。中ほど、112番と113番でございます。いずれも、里親養育の推進に関するご意見でございます。112番は、施策10「児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実」の施策の方向性の中に、里親家庭への包括的支援に関する記載を求めるご意見、113番は、施策10の主な取組みとして、「⑥養子縁組の推進・支援」と同様に、「⑤里親養育の推進」にも「支援」というワードを入れるよう求めるご意見でございます。

こちらに関しましては、資料2の98ページをお願いいたします。施策10の方向性の中に、「里親家庭への包括的支援の充実」というワードを追加するとともに、103ページをお願いいたします。施策10の主な取組みの⑤に「支援」を入れ、「里親養育の推進・支援」としたいと考えております。

それから、資料2の119ページをお願いいたします。施策12「子どもの貧困対策の推進」の成果指標でございます。赤字にはしてありませんが、前回の審議会において、施策11のひとり親家庭への支援と子どもの貧困対策は、密接に関わる部分もあることから、施策11の成果指標を施策12に再掲してはどうか、というご意見をいただいておりますので、再掲し、パブリック・コメントを実施したところでございます。

主な修正箇所のご説明は以上でございます。それ以外にも、11月の原案段階では、一部の成果指標において、関連計画の検討に合わせて設定することから、「検討中」としていた箇所がございましたが、関連計画の検討が進み、現状値と目標値を追加した箇所などを赤字で記載しておりますので、適宜、ご参照くださいますよう、お願いいたします。

なお、今後の流れでございますが、今月末に本審議会からの答申をいただいた後、その内容も踏

まえ、市の方で最終調整を行ってまいります、計画の方向性に沿った取組みとして、早速、令和7年度から実施する事業もごございますので、そうした事業について、計画の中に盛り込むことなどを予定しております。

3月末に計画を策定し、冊子が完成した後に、委員の皆様へもお配りさせていただきたいと考えております。説明は以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございました。引き続き、資料3の答申案についてご説明したいと思います。資料1、2に関する質疑等につきましては、答申案の審議と併せて行いたいと思っておりますので、先に本審議会から市へ提出する資料3の答申案について内容説明をさせていただきます。

皆様にはあらかじめ案をお配りしていたところでございます。これまで皆様からいただいたご意見のうち、施策の方向性に関する内容については、計画案に盛り込まれていると思いますが、施策の実施段階でのご意見も多く頂戴してまいりました。そこで私と副委員長で協議のうえ、計画案については、基本的に適切としつつ、計画の推進にあたっての要望事項をまとめております。

本日は最終的な答申を固めていければと思っております。

資料3を手元をお願いいたします。私から案を読み上げさせていただきます。

福岡市長 高島宗一郎様

福岡市こども・子育て審議会委員長 松浦賢長

第6次福岡市子ども総合計画の策定について（答申）

令和6年2月8日付こ政第70号で諮問のありました標記の件について、これまでに15回にわたる専門委員会及び総会において慎重に審議を重ねた結果、「第6次福岡市子ども総合計画（案）」については、基本的に適切と考えますので、その旨答申いたします。なお、計画の推進にあたっては、下記の意見を踏まえながら実施されるよう要望いたします。

記

(子どもの権利の尊重と意見表明支援)

児童の権利に関する条約及びこども基本法を踏まえ、日常のあらゆる場面において、すべての子どもが権利の主体として尊重されるよう理解促進や普及啓発の取組みを進めることに加えて、子どもが権利を侵害された場合に、相談や救済ができる仕組みを検討されたい。

また、計画策定時のみならず、子どもや若者の意見を継続的に聴き、市の施策に反映されたい。
(社会全体で子育てを応援する環境づくり)

少子化が進行する中、子どもの頃から赤ちゃんとふれあう機会をつくるなど、子育てについて知る機会を確保するとともに、子育ての楽しさをクローズアップするなど、子育てに明るい展望を持てるような広報に取り組まれたい。

また、社会全体で子育てを応援するため、市民一人ひとりへの分かりやすい啓発や、子育てを終えた世代が子育てのサポーターとして活躍できる仕組みづくりなどを検討されたい。

(妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり)

プレコンセプションケアについて、早期から妊娠や出産、子育てについて考えるきっかけとして、

学校における取組みを充実されたい。

また、不妊については男性側に要因がある場合もあることの周知や、プレパパや父親が参加しやすい子育て教室の充実など、男性の視点に立った取組みも進められたい。

さらに、多胎児を育てる家庭への支援の充実について検討されたい。

(幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応)

保育人材の確保は重要な課題であることから、職業体験の機会や学生向けに保育園等のオープンデーをつくるなど、柔軟な発想で、人材育成・確保に取り組まれたい。

(相談支援体制と情報提供の充実)

子育て家庭が孤立することのないよう、民生委員との協力体制の強化や地域の身近な相談窓口の設置、交流の場づくりを推進されたい。

また、支援を確実に届けられるよう、AI など先進技術も活用しながら情報発信の充実に取り組まれたい。

(子どもの様々な学び・体験機会の提供)

子どもの職業体験を受け入れたいと考えている企業等と学校のマッチングを強化するための仕組みについて、企業等の意見も取り入れながら検討されたい。

(子ども・若者が安心して過ごせる場づくり)

地域の子ども同士の触れ合いが減少する中、子どもの見守り体制や安全管理上の問題を十分考慮したうえで、屋内外における子どもの遊び・活動の場や居場所の充実を図られたい。

また、スマートフォンの利用開始が低年齢化している現状を踏まえ、インターネットや SNS の適切な利用に向けた教育の充実を検討されたい。

(悩みや問題を抱える子ども・若者の支援)

子どもや若者が抱える悩みや問題は多様化・複雑化しており、より一人ひとりに寄りそった支援に取り組まれたい。

いじめについては、その予防が重要であるため、時機をとらえていじめに関する授業を行うなど、取組みを充実されたい。

不登校については、不安が高まりやすい時期の相談を引き受ける窓口の増設や周知、教室で過ごしづらくなっている児童が学ぶ場の整備など、相談支援体制の充実を図られたい。

子どもの自死予防のため、カウンセリングの充実や医療機関との一層の連携について取り組まれたい。

家庭以外の居場所を求めて夜の公園などに集まる子ども・若者に対するアウトリーチ型の支援や居場所などについても検討されたい。

(障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援)

障がいの早期発見・療育は重要である一方、社会から分離されることのないよう、子ども自身や保護者が自らの意思で支援を選択できる環境を整えるとともに、障がいに対する正しい認識や理解を促進するなど、インクルーシブな社会の実現に取り組まれたい。

また、在宅ケアなどを必要とする子どもの保護者が休息をとることができるよう、ニーズを踏まえたレスパイト支援に取り組まれたい。

(児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実)

未就学児や小学校低学年など、声を上げにくい子どもの SOS をキャッチし、虐待防止につなげる取組みを検討されたい。

また、自らの行為が虐待にあたることを認識していない保護者に対し、虐待への理解を促す取組みを進めるとともに、虐待の連鎖を断ち切るために、子どもたちが虐待について学習する機会を提供されたい。

さらに、アウトリーチ型の支援にあたっては、一定の専門性が必要であることから、専門職の養成や啓発活動にも取り組まれない。

(ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援、子どもの貧困対策の推進)

ひとり親家庭や貧困の状況にある家庭では、子どもの学習が遅れがちであったり体験機会が少ないなどの傾向もあることから、親子で過ごす時間の充実といった視点からの支援についても検討されたい。

また、貧困の状況にある家庭では、夏休みになると給食がなく、子どもが低栄養状態になるケースもあることから、長期休暇中の食事の提供など、より積極的な支援を検討されたい。

さらに、市内に住む外国人が増加傾向にあることを踏まえ、外国人を含むすべての家庭が子育てしやすい環境づくりに取り組まれない。

以上でございます。

資料 1、2 を事務局から説明いただきまして、資料 3 については私から読み上げさせていただきました。これらについて、委員の皆様からご意見を賜りたいと思っております。いかがでしょうか。はい、では委員。

(委員)

お疲れ様です。私からは、答申について 3 点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

(子どもの権利の尊重と意見表明支援) については、子どもの権利条約が反映されている部分だと思いますけども、私も当初から意見を述べさせていただいておりました、子どもの意見表明権を保障するような自治体の役割をもう少し強く打ち出せる表現をお願いできないかということが 1 点。

次に、(幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応) についてですが、保育人材の確保が困難となっている背景には、保育士 1 人当たりが受け持つ子どもの人数の問題があると思いますので、そこへの改善を求めるようなもう少し踏み込んだ表現ができないかというところがあります。

それから 3 点目が(子ども・若者が安心して過ごせる場づくり) のところで、屋内外における子どもの遊びや活動の場・居場所の充実については、計画案にもありますように、子どもが思い切り遊べる場を求めている保護者の声が多くなっています。また、それが他都市転入者からの要望が特に多いと考えております。この背景には、児童館が 1 館しかないという問題もあるのではないかと。子どもが自由に歩いていける範囲に集える場が少なく、場所と空間とともに専門職員がいないと、場が成立しないと思いますので、専門職員を置くというような表現についても踏み込んでいただけないかという意見を申し上げたいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。最後のご意見は、どこに専門的な職員を置くということでしょうか。聞き漏らしておりましたら、すみません。

(委員)

「屋内外における子どもの遊び・活動の場や居場所の充実を図りたい」というところがありますが、ここは場所と空間のみならず、専門職員を置くということが必要ではないかと思っていますので、「活動の場や居場所の充実とともに専門職を置く」という文言を入れていただきたいと思います。

(委員長)

はい、ご意見賜りました。ありがとうございます。

今、ご意見を3点いただきましたけれど、同様の、またはオーバーラップするような意見はございますか。お願いします。

(委員)

まず、パブリック・コメントを受けて修正をかけていただき、ありがとうございました。また、委員長、副委員長におかれましては、丁寧な答申案をお作りいただき、ありがとうございました。

答申案について、私が専門とさせていただいている（幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応）に関して、コメントをさせていただければと思います。

計画案の58ページから60ページにあります、施策4「幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応」の主な取組みを見ると、「①教育・保育の提供と質の向上」、「②多様なニーズへの対応」、「③保育人材の確保」という3点が挙げられております。

ただ、この答申案を読ませていただきますと、「③保育人材の確保」についてしか、触れられていないということがありまして、委員もおっしゃられましたけれども、「①教育・保育の提供と質の向上」と「②多様なニーズへの対応」にも言及していくことが、保育者のしっかりとした確保、育成につながってくると思いましたので、そこについて触れていただければと意見を申し上げさせていただきます。

まず、幼児教育・保育機関に隣接する関係機関との連携、包括的な子育ての中で地域社会とのつながりを図りながら、福岡市は子ども目線、保育者目線、保護者目線での幼児教育・保育の質の向上に取り組んでいただいていると思います。こういったところは、保育士の安心として人材確保という観点につながっていくかと思います。

また、多様なニーズへの対応は、休日保育や延長保育、また保護者対応も含めてですけれども、多様なニーズに保育者が専門家として対応するためには、専門性を培っていくための研修への支援、保育者の業務改善や負担軽減に取り組むといった内容が計画案でも謳われておりますので、こういったことを念頭に事業を展開していくことが含まれれば有難いと思いました。

紙面の問題もあるということですが、例えば、「幼児教育・保育機関に隣接する小学校や地域社会との連携を促進し、多様なニーズに対応する保育者の業務改善や負担軽減に取り組むことを通して、保育人材の育成と確保に努めていただきたい」というようにすべてを網羅したような形にはなりませんけれども、答申案に含めていただけましたらと思い、述べさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございます。今の委員のご意見に関連することですが、答申案の構成についてご説明させていただきます。

まず1ページ目の最初の段落が、答申案の幹でございます。なお書き以降が、これこれをお願いしますという追加の部分でございます。ただ、なお書きにあります（子どもの権利の尊重と意見表明支援）と（社会全体での子育てを応援する環境づくり）は、理念的な要素もございまして、このページでそこまで表現しております。

次の2ページ目、3ページ目は、施策3から施策12に関する各論になると思います。計画案のそれぞれの施策に、①、②、③、④、⑤という丸番号で、主な取組みが記載されております。先ほど委員から言及していただいたように、例えば施策4「幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応」は、主な取組みが①から③まであります。

答申案に記載の内容で主な取組みとしての要素が少ないのは、（幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応）、（相談支援体制と情報提供の充実）、（子どもの様々な学び・体験機会の提供）のところで、他は大体、要素が4つくらい、1番多いところが（児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実）になっております。

答申案は基本的に計画案にある施策の方向性を踏まえたものになっておりますが、主な取組みとして記載している丸番号をすべて段落として取り入れることはしておりません。もし、計画案の主な取組みに対応した数の答申にするのでしたら、答申のなお書きはいらなくなり、計画を読んでくださいで済むわけです。なので、今まで皆様からいただいたご意見の中から、特出しと言ってもいいですが、そこを中心に記載しているところでございます。

ただ、この中にあることが2点あると思います。1点目は、（相談支援体制と情報提供の充実）の2段落目にある「また、支援を確実に届けられるよう、AIなど先進技術も活用しながら情報発信の充実に取り組まれない。」の部分ですが、膨大な施策があつて、恐らく市民からすると、どの施策が自分の悩みに対応するのかが分からないので、船頭さんの役目をAIみたいなものでできないかと思い、私たつての希望で入れていただいております。

それから3ページ目の「家庭以外の居場所を求めて夜の公園などに集まる子ども・若者に対するアウトリーチ型の支援や居場所などについても検討されたい。」はいわゆる警固キッズとしてマスメディアに取り上げられているような内容の特出しというところで、この2点は計画案に記載がないと言いますか、もちろん導き出せますが、直接の文言がないということで追加させていただいております。私の認識に相違ありませんでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。今、おっしゃったところは、計画案の 84 ページの施策 8 「悩みや問題を抱える子ども・若者の支援」の現状と課題の 4 つ目に課題認識として記載するとともに、86 ページの「①総合的な支援連携体制の強化」のポツの 2 つ目でございますが、「社会生活を営むうえで困難な状況にある若者やその家族からの幅広い相談に応じます。また、様々な相談・支援機関や関係行政機関、若者支援団体との連携を強化することにより、支援が必要な若者を早期に把握するとともに、アウトリーチ型支援など実効性のある支援に取り組みます。」というところがその内容にあたると考えております。

(委員長)

AI については、文言ありましたでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。AI につきましては、計画案の 67 ページに記載の施策 5 「相談支援体制と情報提供の充実」の主な取組み「③情報提供の充実」の 2 行目に「AI など新たな技術を活用した情報提供」と記載させていただいております。

(委員長)

承知しました。ありがとうございます。私の発言を修正させていただきますと、答申案の基になる施策の方向性は計画案に盛り込まれていますので、計画にない方向性を答申に入れるのは若干難しいものがあります。すみません、私がしゃべりすぎましたが、委員の皆様からのご意見をさらに頂戴できればと思いますし、今の委員のご発言を後押しするような内容でも構いませんので、お伺いできればと思います。いかがでしょうか。委員お願いします。

(委員)

先ほどもありましたけれども、パブリック・コメントについて、大変丁寧なご対応をいただいたと思っております。ご苦労様でした。

答申案を見させていただいて、(ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援、子どもの貧困対策の推進)につきまして、例えば、「親子で過ごす時間の充実」や「長期休暇中の食事の提供」については、大変重要な視点だと思いますけれども、計画案にこれに関する記載がないと思ったのですが、いかがでしょうか。

今から計画案を修正することがどうかはありますし、長期休暇中の食事の提供の話については、こども未来局だけでできる話ではなくて、教育委員会とも関わりが出てくると思うので、容易に書き加えることにはならないのだろうと感じながらですけれども、大変重要な視点が答申案にのみ書かれていると思いましたので、見落としがあるかどうかも含めて、お伺いできないでしょうか。

(委員長)

はい、ありがとうございました。親子で過ごす時間の充実については、計画案の 106 ページの現状と課題の 2 つ目に関連するところがあるかもしれません。長期休暇中の食事の提供は、どこか記載がございますでしょうか。事務局、説明をお願いします。

(事務局)

こども見守り支援課長でございます。長期休暇中の食事の提供に関しては、特段触れてございませんので、答申案と比較いたしまして、計画案の文言の精査をしたいと考えているところでございます。以上でございます。

(委員長)

具体的には計画案の 106 ページからの施策 11、もしくは施策 12 だと思いますけれども、長期休暇中の食事の提供は、どのあたりに関連することでしょうか。

(委員)

委員長、発言してよろしいですか。

(委員長)

お願いします。

(委員)

計画案の 119 ページの事業目標に子ども食堂について書いてありますけれども、こういったところと関係するのではないかと思います、発言させていただきました。

(委員長)

助け船いただきまして、ありがとうございます。いかがでしょうか。本当に切実な問題だと思いますけれども、どこに関連づけるようなイメージか、確定したお答えは必要ありませんが、大体の紐づけに関して頭出しを事務局からお願いします。

(事務局)

こども見守り支援課長でございます。支援の方向性と考えますと、計画案の 117 ページ「②生活の安定に資するための支援」が広く全般的な生活面に関する支援でございまして、この中に子ども食堂等も位置付けておりますので、現状と課題等で整理をしつつ、ここに盛り込むか考えたいと思っております。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。答申の方が一步踏み込んでいたというところで、よく気づいていただきまして、本当に感謝いたします。振り返る形で、こちらの計画案についても少し検討してい

ただければと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。では、委員お願いします。

(委員)

委員長をはじめ、答申案を取りまとめいただき、本当に感謝申し上げます。

何回か申し上げましたけれども、子どもの不登校といじめと自殺については、大きな問題だと思っています。この間の発表では、自殺者は減ってきている一方、小中高生の自殺者は過去最多であったとのことです。答申案の（悩みや問題を抱える子ども・若者の支援）に「いじめについては、その予防が重要であるため、時機をとらえていじめに関する授業を行うなど、取組みを充実させたい」とあり、まさしくこの通りだと思います。しかし、時機を捉えてとは、具体的にどの時期なのかということが問題で、予防をするときにどの時期が1番いいかというと、やはり4月当初だと思います。年度当初に子どもたちは緊張しており、初頭効果と言って、最初にやるとインパクトが強いので、子どもたちの発達段階を踏まえて、映像などを交えながら、いじめ防止と情報リテラシーの授業をします。各学校で映像教材を作ることは大変ですし、今はネットにも良い映像があるので、小学1年生から中学3年生まで、発達段階に応じた映像教材を用意して、SNSの使い方やいじめとはこういうもので犯罪になるという授業を実施すべきだと考えています。

計画案の87ページに「いじめの防止・対応」と書いてありますけれども、防止の時期などが書かれていないので、年度当初のカリキュラムとして、具体的な授業の内容を作って、それを教員がするのか、スクールカウンセラーがするのかは各学校に任せるとして、具体的に年度当初にいじめ防止と情報リテラシーの授業を発達段階に応じて実施することを明記していただけると良いと考えております。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございました。事務局として教育委員会からも多く出席していただいているので、計画案の87ページの令和6年度の主な関連事業に様々な事業が掲載されてありますが、こういった具体的な事業の中で、4月のみならず各学期の始めなど、いじめへの学校側の姿勢や社会の考え方、そしてそれに沿った学校づくりを含めて、取り組んでいただければ良いのではないかと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

その他ございますでしょうか。オンラインの委員、何かございましたら、挙手でお知らせください。よろしくお願いします。

(委員)

答申案の1番最初の（子どもの権利の尊重と意見表明支援）については、ずっと私も思っていたことを書いていただいております、大変感謝しています。

1点だけ、（障がいのある子どもや発達の気になる子どもの支援）で少し気になったのですが、「社会から分離されることのないよう、子ども自身や保護者が自らの意思で支援を選択できる環境を整える」という記載についてですけれども、計画案を見ると、教育のことに限って言えば、特別

支援学校や特別支援学級の増設や新設という方向性が書かれていると思いますが、それはともすると、答申案の「社会から分離されることのないよう」と逆の方向になってしまうのではないかと、この文言は矛盾をはらんでいるのではないかということをしごく懸念しています。もちろん、そういったニーズがあることについて否定はしませんが、地域の学校で学んで一緒に育ちたいという保護者や子どものニーズもありますし、そういった中で、普通学級でうまくいかずに、やむを得ず支援学校や支援学級を選択させられているような現状もあるかと思いますので、社会から分離されることのないようというところを重視するのであれば、地域の学校や普通学級などを見直す方向性も打ち出さないと、逆に分離につながってしまうのではないかという懸念がありますので、今後の支援では、頭の中に入れて施策を進めていただきたいと、学校環境には、地域や普通学級、あるいは先生の働く環境など、すべての子どもの学ぶ環境というところを念頭に置いていただきたいと思いました。

(委員長)

はい、ありがとうございます。一見両立しないようなところをできるだけうまく高い次元で両立させていくことは、本当に難しいところだと思います。先般、文部科学省が都道府県の教育委員を伴って北欧にインクルーシブ教育の視察を行っておりますけど、我が国は北欧よりもはるかにうまくいっているというようなレポートが出るのではないかというぐらい、学校の先生、職員、そして特別支援学校の先生含め、またそれらにつないでいく保育・幼児教育に従事されている皆様、正解やゴールが見えない中ですけど、非常に熱心にやっていただいて、世界的にも良いところにあるのではないかというところのようです。それに慢心することなく、いろいろな親子や地域のニーズに合った柔軟な言葉で、選択できるものがあれば選択させていただければと思います。ありがとうございます。

オンラインの委員、お願いします。

(委員)

今のところに関連して、委員長のおっしゃるとおりで、分離という言葉がここに入ることですごく違和感を生んでいる気もしますので、結果的に分離されていることを強調するよりは、インクルージョンやインクルーシブ教育という言葉が後の文章にも出てきますので、包摂的な環境など、むしろ肯定的な言葉をそこに記載するわけにはいかないのかと思いました。

今は障がいがあるかないかのどちらかではない部分もあるので、発達が気になるという文言もありますし、グレーゾーンと言いますか、障がいがあるとはまだ認められていないけれども、何らかの多様なニーズがあることや、インクルーシブ教育が日本は非常にうまくいっていて、いいモデルが福岡市にもできていると思いますので、少し文言のレベルで何か工夫ができればと思いました。

(委員長)

確かにこの文言についてはより柔軟なものとさせていただこうかと、委員長としては考えます。貴重なご意見ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ、委員。

(委員)

計画自体はかなり固まっていますし、令和7年度からのスタートが間近ですので、その後の体制のところを中心にいくつかご意見申し上げたいと思います。

まず、答申案について、(悩みや問題を抱える子ども・若者の支援)の最後のところに、「家庭以外の居場所を求めて夜の公園などに集まる子ども・若者に対するアウトリーチ型の支援や居場所などについても検討されたい。」とありますが、夜の公園などに集まる子どもも実際にいることは確かですけれども、アウトリーチ支援や居場所を求めている子どもの大部分は、実際は集まってきていないと思っています。つまり、家の中で人知れず自傷をしたり、場合によっては亡くなっていたりするという状況の方がむしろ実態に近いと思います。一部の子どもが夜の公園に出てきてはいますけれども、だいぶ前にあったような、どこかのお店やコンビニ前に集まっている姿は、もうほとんど見なくなっているはずで、大体の子どもは、どこに相談して良いかも分からずに、人知れずということが、難しいところだと関わっていて思っています。

アウトリーチ型支援や居場所は、もちろん重要ですが、対象は、夜の公園に集まっている子どもだけではなく、そこにすら出て来られない子どもたちや、声を上げられなかったり、家から出ることが難しかったりする子どもたちも対象にするというニュアンスが少し入ると、より施策として視野が広がって良いと思いました。

また、今後の実行体制に関係して、計画案の31ページに、毎年度、進捗状況を取りまとめて報告し、点検・評価を行うということと、必要に応じて施策・事業の拡充や見直しを行うということが記載されていますけれども、今、議論している前提が5年後同じ状態で維持されているとは、とても思えないので、どこかで施策・事業の拡充や見直しをしていかないと追いつけないだろうと思っていますけれども、計画に書いてあることの見直しや拡充が必要になったときに、誰がどの場で言い出すと変わるのかについてはよく分からなくて、実際にはどのように進んでいくのか教えていただければと思っています。

今後の見直しや点検に関して言うと、例えば、基本的視点で子どもの権利の尊重が大きく打ち出されていて、施策1も子どもの権利に関するものになっていますけれども、施策1が実行できていれば、子どもの権利が尊重されているということにはならなくて、それぞれの施策について、子どもの権利が保障されるようなことが行われているかどうかを点検しないといけないと思います。

例えば、妊娠や子育てについては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点でどうかとか、障がいについても、障がい者の権利という観点からどうかとか、遊びや余暇の権利はどうかとか、そういうところを全体として点検・評価していく必要があるため、実際に点検・評価をする際の視点として、ぜひ見落とさないでいただきたいと思います。

もう1点、他計画との連携についてです。計画案の4ページに子ども総合計画が関連計画と連携することが記載されていますけれども、特に学校教育との連携はすごく気になっています。例えば、子どもの相談体制や権利の尊重を子ども総合計画で掲げても、学校の中できちんと浸透させていけるかどうか、扱えていけるのかどうか、学校に通っている中で子どもが相談やSOSを発信したとき

に、市の施策につながっていくのかどうかといった連携も点検・評価していかないと、どうしても視野が狭くなりやすいと思いますので、連携がうまく取れているのか、他の計画がこの子ども総合計画に沿って動いているのかについても、点検していただきたいと思っています。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

1点目は、家庭以外の居場所を求めて夜の公園などに集まる子ども・若者たちだけではないような書きぶりができればということでございました。

2点目が、評価・点検のあり方をどうするのかということですが、これは恐らく議会で議論いただくレベルのものもあるでしょうし、このあたりに関して事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

こども政策課長でございます。計画案の31ページの「計画の進捗管理」へのご意見でございましたが、まず、毎年、この計画に沿った取組みの進捗状況を秋頃に審議会へご報告させていただきます。その場でいただくご意見も踏まえまして、市が秋頃から年明けにかけまして、次の年度の予算編成を行いますので、その中で施策・事業の拡充や見直しについて、市内部で検討し、その年度末の議会へお諮りをして、議決を得られるかどうかということになります。議決をいただいた内容に沿って、次年度の施策・事業を実施し、また秋頃、審議会へご報告するという流れで考えております。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

3点目が総合計画のもとにいくつかの主要な計画があり、それらが連携・連動しながら、うまくいっているかどうかという意見でしたが、これは機会があれば総合計画に伝えておきます。

あと、点検・評価のところで発言のありましたリプロダクティブ・ヘルス/ライツに沿っているかどうかということは、恐らくこの行政の範疇で、そういった上のレイヤーでの理念に沿っているかどうかの点検等は難しいので、議会で取り上げていただく方が良いのではないかと考えております。その他いかがでしょうか。

(委員)

1点だけ、もしお時間があればと思っていた話があります。計画案の39ページになります。「子どもアドボカシーの推進」に関連する事業として、「未成年後見人支援」が挙げられています。未成年後見人制度を活用することが書いてあるのですが、未成年後見の制度自体は家庭裁判所で選任をする、あるいは遺言で書き、戸籍で届出をすれば選任されるだけですので、市としてやるのがたくさんあるわけでは本来ないと思います。市で実施していることとすれば、弁護士や社会福祉士が未成年後見人に就任する場合の報酬を助成する事業はありますので、そのあたりを意図されてい

るのだろーと思いますけれども、未成年後見人に関しては、未成年後見人がいない子どもの把握ができていないという問題が以前からあります。

私も今までに 10 人ぐらい未成年後見人をやっていますが、親が亡くなってすぐに未成年後見人をつけようという子どもはほとんどいません。大体の場合は、親権者がいなくなってから相当期間が経過して困って初めてつけようという話になります。自分で家庭裁判所に飛び込んだ子もいますし、いよいよ自立するときに契約が必要だけれども契約する人がいないということだったり、最近だと、少年院から出てきた子がしょうがなくということだったりという状況です。

親権者がいない状態について、特に死亡の場合の把握はできるはずですが、その時点で未成年後見人が必要なのかどうかチェックする仕組みがありません。後見人制度を活用する前提として、未成年後見の状態が始まっていることが分かっているのであれば、まず必要があるかの確認をして、必要があるのであれば、児童相談所につなぐなりして、未成年後見人の制度を活用するというルートはありますので、今後の運用にあたっては、その見落としがないようにぜひ検討していただきたいと思います。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。例えば、保護者が亡くなって、その子どもの未成年後見人が必要かどうかについての確認が必要とおっしゃいましたけど、具体的には、役所のどの部局、あるいは役所でなければ専門的な機関など、どことの関連になりますか。

(委員)

成年後見と異なり、民法上、親権を行う人がいなくなれば、自動的に後見が始まることになっています。ただ、裁判所に申し立てをしないと未成年後見人はつかないということになっていて、その申し立てを誰かがしないと、いない状態が続くということです。

そこを誰が把握するかについては、いろいろなケースがあります。親戚がいたり、親戚が把握して、しばらく面倒を見ていて、契約が必要になったタイミングで申し立てをするという場合もありますし、育てる方がいなければ児童相談所が関わって施設や里親に行ったりすると、児童相談所長や施設長が親権を代行できる規定は一応あるので、それで社会的養護の子どもは一応カバーしているわけですが、子どもからすると自分の身の振り方を決める大人が親権を持っている状態で、権利擁護という意味ではあまり十分でないところがあります。

育てる人がいないということであれば、児童相談所や区役所で把握することは多いと思いますけれども、そうじゃないところでも、親権を行う人がいない状態で生活している子どもは意外といますので、親が行方不明とかの場合はなかなか把握が難しいですけど、少なくとも亡くなっているケースは市町村で把握ができるはずだと思いますので、少し検討ができないかと思っています。

(委員長)

はい、ありがとうございます。今、貴重なご意見をいただきました。では、お願いします。

(事務局)

こども支援第1課長です。児童相談所では、未成年後見人が必要な子どもを把握した場合に、審判の申立てを行っており、助成金のお支払いをしているところです。

委員がおっしゃられたように、親が亡くなったような状況であれば、必ず児童相談所に相談があつてということはあると思いますが、把握できていない場合も、地域や学校など、その子どもに関わっている方からご相談をいただくことで、把握に至ることもありますので、体制などについては検討の余地があるかと思います。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。委員から貴重なご意見をいただきましたので、教育委員会の先生方もたくさんいらっしゃいますし、ここにお集まりの皆様を含め、より一歩整理された形になっていくと良いと思います。ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。では、委員お願いします。

(委員)

まず、パブリック・コメントの実施結果の取りまとめにつきましては、大変にありがとうございました。ご説明いただいた原案修正については、非常に的確に対応していただいていると率直に思っております。

そして、答申案につきましては、委員長、副委員長をはじめ、しっかりと取りまとめていただいております。特に、子どもの権利の尊重と意見表明支援を含めた11の意見については、日頃から福岡市議会においても問題意識を持っていることをしっかりとピックアップしていただいております。非常に有難く思っております。

その中でも、各委員から専門的な立場で、もう少しこうした方が良いのではないかと、またこういうことが現状あるといった話をいただいて、私としても感銘を受けました。答申については、しっかりとまとめていただいておりますので、今日いただいた意見も含めて、しっかりしたものが出来上がっていると思い、意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。勇気付けられました。

その他いかがでしょうか。では、委員お願いします。

(委員)

ありがとうございます。言おうか言うまいか迷っておりましたが、一言だけと思ひまして、答申案の3ページ目、計画案で言えば85ページの不登校についてですが、計画案に記載の不登校児童生徒数の推移を見ると、令和4年度が4,400人、そして令和5年度は5,000人を超えたという福岡市の実数がございすけれども、令和元年から見ると小学校は約3倍近く膨れ上がってきている状況です。

答申案にはざっくりと「教室で過ごしづらくなっている児童が学ぶ場の整備など」とあって、中学校はステップルームや適応指導教室もありますし、小学校にもいくつか教育支援センターができましたけれども、急速に増えている小学校の対応が遅れているのではないかと感じております。特に小学校低学年の場合は、子どもだけを家に置いていけないので、保護者の就労に非常に困難をきたしていますので、小学校についてしっかりと対応していただきたいということを少し盛り込んでいただけないかということが1点です。

もう1点は、計画案の87ページで、「③不登校の児童生徒の支援」に「フリースクールなど民間施設を利用する不登校児童生徒に対しては、出席扱いの対応や動画教材の提供を行う」という記載がありますが、ひとり親家庭、貧困と言われる家庭の中での不登校等について、統計があるか存じ上げておりませんが、非常に関連深いのではないかと、自分のこれまでの相談事例を見て思います。その中で、不登校になり、行き場がないけれども、フリースクールは高額ということで、計画案にはフリースクールに対しての支援として、出席扱いの対応や動画教材の提供がありますが、貧困とリンクをさせた部分での家計支援もどこかで今やらざるを得ない状況、その子どもたちが取り残されているという現状は見過ごせないと思っているところです。

どちら側なのかは非常に難しい部分もありますけれども、そういう視点を持つておかなければならないのではないかと意見として申し上げました。

(委員長)

はい、貴重なご意見ありがとうございます。施策の方向性として、賜ったご意見を持ち帰っていただければと思います。ありがとうございます。ただ、小学校というキーワードをどうするか、実は私も頭の中にはないわけではないですが、少し工夫させていただければと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。皆様ありがとうございます。少しまとめさせていただきますと、答申案について本当に貴重な意見をいただきました。また、答申案が依拠しますこの計画についても、ご意見を多種いただいたところでございます。またその計画に基づいて展開される各種施策や事業について姿勢のような部分についても、貴重なご意見をいただいたと思います。

今回、時間的に限りがありまして、本日の審議を踏まえ、委員長として答申させていただくことになりますが、まず、答申にかかる皆様のご意見につきましては、その趣旨を汲んだ上で、どのような文字運びをするかについては、私と副委員長にお任せいただければと思います。特に文言、単語の選び方は、調整させていただければと思います。

また、答申案を見ると計画にないようなものがあるのではという非常に貴重なリバーズエンジニアリングのような視点でご意見をいただきましたので、そちらにつきましても、副委員長と打ち合わせをして、事務局に相談し、対応を考えさせていただければと思います。

この答申の確定につきましては、細かいところ、あるいは細かくないレベルのところまでご意見ございましたが、私に一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございました。では、私と副委員長で調整させていただきまして、市へ提出させていただくということで、皆様には確定した内容を送付させていただこうと思います。

他に何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、では、第6次福岡市子ども総合計画案に関する審議はこれで終了させていただきます。

以上で、今回の議題は終了ですが、特段振り返って何かございますでしょうか。皆様と長い間、同じ審議会のメンバーとして、いろいろとご意見を交わしていただきまして、ありがとうございます。

では、第6次福岡市子ども総合計画につきましては、昨年2月8日に市長から諮問いただきまして、1年にわたって専門委員会を含めて計15回、皆様とともに審議を行ってまいりました。皆様におかれましては、ご多忙の中、熱心にご審議いただくとともに、円滑な議事進行にご協力いただきまして、本当にありがとうございます。この場をお借りいたしまして、改めて感謝申し上げます。皆様ありがとうございました。副委員長もありがとうございました。

では、これで事務局にマイクをお返しいたします。よろしくお願いいたします。

閉会

(事務局)

はい、委員長、副委員長、並びに委員の皆様、熱心なご議論をいただきまして誠にありがとうございました。

改めまして、今後の予定でございますが、2月下旬に本審議会から市への答申をいただき、その答申を踏まえて計画の最終決定に向けて進めてまいります。計画が策定されましたら、委員の皆様にもお知らせをさせていただきます。また、先ほども申しましたとおり、今後は本審議会において、計画の進捗状況の点検・評価をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、閉会にあたりまして、こども未来局理事よりご挨拶申し上げます。

(事務局)

こども未来局理事でございます。皆様方これまでに15回にわたる総会・専門委員会において、皆様ご専門の立場から非常に深いご意見を頂戴できたものと感じております。おかげさまで持ちまして、これまでの市の取組みや現状の課題などをしっかりと踏まえ、現在の社会状況に的確に対応できる計画をつくることができたものと考えております。

今後は今月末に答申を賜りますので、しっかり受け止めさせていただいて、子どもたちのために精一杯取り組んでまいりたいと考えております。皆様方、長きに渡りまして、深いご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

(事務局)

それでは最後に事務連絡でございます。本日の会議内容につきましては、会議録を作成し公表することとなっております。後日、会議録の内容を事前にご確認いただくため、事務局よりメールでお送りしますので、よろしくお願いいたします。

また、最後に、本日の審議会の報酬及び旅費をお支払いさせていただくにあたりまして、ご持参いただいている書類の提出がお済みでない方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に受付にご提出いただきますようお願いいたします。なお、本日お配りいたしました資料につきましては、ご不要でしたら置いたままお帰りいただいて差し支えございません。

それではこれもちまして、令和6年度第3回福岡市こども・子育て審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

閉 会